

地域コミュニティ協議会の制度及び支援施策

《地域コミュニティ協議会の設立及び登録》

地域コミュニティ協議会の設立等に関する要綱を制定し、下記のとおり地域コミュニティ協議会の設立要件を定める。この要綱により届出て市に登録された地域コミュニティ協議会が運営等支援補助金、事務局職員雇用補助金の支援対象となる。

①設立エリア 原則として小学校区

②設立要件

- ・小学校区内の町内会の8割以上が参加していること。
- ・次に掲げる団体(地域コミュニティ組織)のうち、現に組織され小学校区内で活動している団体の相当数が参加していること。

ア 校区公民館運営審議会	イ 校区社会福祉協議会
ウ 校区あいご会	エ 老人クラブ
オ 地域安心安全ネットワーク会議	カ 自主防災組織
キ 地区民生委員児童委員協議会	ク 鹿児島市衛生組織連合会
- ・小学校区内に居住する個人及び所在する法人その他の団体の参加に関して正当な理由なく制限を設けていないこと。
- ・団体の運営を公正かつ円滑に行うために規約を定めていること。
- ・政治、宗教及び営利を目的とした活動を行っていないこと。

《地域コミュニティ協議会運営等支援》

【内容】

地域コミュニティ協議会を結成、登録した場合、2年間、毎年予算の範囲内で50万円を限度に助成する。

【対象事業】

- 地域コミュニティ協議会の運営に関する事業
- 地域コミュニティプランの策定に関する事業
- その他市長が認める事業

【対象経費】

○会議費、研修費、事務費及び印刷製本費とし、別途定める。

(例)事務用品等消耗品代、広報紙等作成代、意識調査等経費、研修会講師謝金 など

※対象外経費 人件費、飲食費、宿泊費、見舞金等慶弔費、記念品費 など

※本事業を2年間実施後、地域コミュニティプランに基づく活動及び地域コミュニティ協議会の運営に係る経費に対して、上記と同様の支援を実施する予定

《地域コミュニティ協議会事務局職員雇用支援》

【内容】

地域コミュニティ協議会を結成し、市に登録した場合、事務局職員の雇用に当たり予算の範囲内で50万円を限度に助成する。

※年度の途中で雇用をした場合50万円を12で除し雇用した月数を乗じて得た金額を上限額とする

【対象経費】

地域コミュニティ協議会が雇用する事務局職員の人件費

【雇用例】

- 勤務日 週3日程度(例)月・水・金曜日と第1・3土曜日
- 勤務時間 1日あたり3時間
- 賃金 時給700円程度
- 有給休暇 労働基準法に準じる(7日間～)